

★ 保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則（規則第五十八号）（医療介護基盤課）

一 改正の要旨

保健師助産師看護師法施行規則の一部が改正されたことを踏まえ、准看護師免許申請書の様式に過去に准看護師免許を有していたことの有無を確認する項目を追加する改正を行った。

二 施行期日

令和四年十二月一日